

加治木高等学校の体育施設利用について

番号	項 目	施設利用についての説明等
1	利用 できる 団 体	年間を通して活動する団体
2	利用 できる 施 設	体 育 館
3	1日に利用できる団体数	1日につき1団体
4	許 可 す る 競 技	バレーボール, バスケットボール, バドミントン, ハンドボール
5	許 可 し な い 競 技	フットサル及び屋外競技など(施設を破損させるおそれがある競技)
6	利 用 できる 期 間	5月11日 ~ 2月25日(予定) * 原則, 下記の期間(日)は利用できません。 ・ 土, 日曜日, 祝日 ・ 12月29日 ~ 1月 3日 (年末年始期間) ・ 3月1日 ~ 3月31日 (年度末の期間) ・ 学校が指定する日(学校行事等により体育館が使用できない日)
7	利 用 できる 時 間 帯	20:00(午後8時)~22:00(午後10時) 注:入館から消灯退館の時間を含む。
8	利 用 団 体 へ 協 力 ・ お 願 い	・ 終了後は, 床の清掃・窓の戸締まり確認・ちりの持ち帰りをお願いします。 ・ 飲食禁止 ・ 火気厳禁 (体育館内外及び周辺・学校敷地内は禁煙) ・ 利用しなかった日の使用料は, お返しできませんので御了承ください。

◎体育施設の利用団体は、抽選等により決定します。

施設利用の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体登録申請書 ・ 管理指導員身分証明書(写真貼付) 利用団体は, 4月中旬, 又は利用開始前までに団体登録申請してください。 団体登録申請に基づき, 下記の①②を学校が発行します。 ①「<u>団体登録証</u>」 ② <u>管理指導員の「身分証明書」</u> ・ 利用許可申請書 利用する月の前月25日までに, 月毎に申請書を提出してください。 <u>注意: 学校行事等のため申請日に利用できない場合もあります。</u> <u>「利用許可書」(学校が発行する)</u> ・ 体育施設開放使用料納付書 「利用許可書」の利用許可時間分の使用料を下記のとおり提出してください。 「鹿児島県収入証紙」もしくは決済を証明できる書類を, 利用許可月毎に許可合計時間分を添付する。 <u>(体育館使用料 1時間の定額×月合計利用時間=収入証紙等合計額)</u> 【参考: 1時間の定額620円(令和8年度)】 (注) ・「鹿児島県収入証紙」で納付する場合は, 過不足がないように利用時間分の証紙を貼付してください。 ・「現金不可」 利用しなかった日の使用料の返金はできませんので御了承ください。
----------	--